



平成 22 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎
(コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先 経営戦略部 広報・IR 担当
統括マネジャー 能勢 雄章
(TEL 045-444-5232)

課徴金に係る審判手続について

当社は、平成 22 年 7 月 5 日付「答弁書と課徴金納付について」でお知らせしたとおり、審判手続開始決定通知書に記載された金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実を認めることといたしました。納付すべき金額については、新株予約権の行使価額に関する法令解釈上の点について当局の見解を確認しうえで判断を行うこととし、認否を留保しておりました。

今般、当局の見解が示されましたが、当社の見解とは相違するものであり、また、この点について確立した法令解釈も存在しないことから、審判手続において議論のうえで当局の最終的なご判断を仰ぐべきであると判断し、本日、納付すべき課徴金の額について再検討いただくよう準備書面を金融庁審判官宛に提出いたしました。

本件につきましては、審判手続の結果が判明次第、あらためて開示する予定です。

なお、当社に対し納付命令勧告がなされている上記課徴金については、本年 7 月 28 日に発表いたしました平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算においては、その全額（8 億 3,913 万円）を特別損失として引当て計上いたしました。

株主の皆様、投資家の皆様、金融機関の皆様、お取引先の皆様ほか多くの関係者の皆様に、大変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は過去の諸問題を一扫して新たな出発をすべく鋭意努力してまいります。

以 上